



確定申告の ご準備は？

所得控除を増やすことが、節税につながります。
なぜなら所得税は収入から必要経費と所得控除を
差し引いた残額に税率をかけて計算されるからです。

節税対策しましょう

平成28年度分の確定申告期間は、

平成29年2月16日(木)～3月15日(水)です。

申告 期間

この期間内に、2016年1年間分の会計結果を税務署へ報告(確定申告)することになっています。

但し、還付申告については、平成29年2月15日(水)以前でも相談及び申告書の提出が行えます。還付申告は、還付申告をする年分の翌年1月1日から5年間行うことができます。

所得 控除

社会保険料は、給与所得者であれば、会社の給与から差し引かれている分は年末調整時に控除してくれますが、それ以外の同一生計のご家族の保険料を支払った場合は会社では控除されません。

- ◎ 20歳を過ぎたお子さんは学生でも国民年金に加入しないとはいけませんが、この保険料を負担した場合も控除の対象となります。
- ◎ 1年間の医療費も同一生計の家族分をあわせて控除を受けることができます。
- ◎ 美容、予防目的の費用は認められていませんが、治療目的であれば、市販薬の購入代や通院の交通費も認められています。
- ◎ 所得税は、所得額に応じて税率がアップしていく仕組みです。(超過累進税率)
- ◎ 医療費や社会保険料は、家族で一番所得が多い人が支払うことにより更に節税になります。

上限金額
200万円

医療費 — 健康保険や生命保険会社からの給付金 — 所得額の5%(最高10万円) = 医療費控除

更生の 申告

申告が間違っていた場合は、申告内容を訂正することができます。

税額を多く申告していたことに気付いたときは「更生の請求」をして正しい税額への訂正を求め、認められた場合は納め過ぎた税金が還付されます。更生の請求ができる期間は、申告期限から5年以内です。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができます。添付書類の提出が省略、還付が早い、24時間受付等、便利になっていますので、是非活用したいですね。

わからないことや判断に迷うことがございましたら、KONOIKEのお付き合いのある信頼できる税理士さんをご紹介します。お気軽に担当者までご相談ください!

国税庁HPより

グランゼコールⅢ 現場見学会 報告

今年最初の現場完成見学会を曳馬の「グランゼコールⅢ」で開催致しました。1月22日(日)、23日(月)の2日間で大変多くの方にご来場いただきました。雪がちらつくほど寒い中お越しいただき誠にありがとうございました。

次の開催は、2月19日(日)、20日(月)の10:00~12:00に原島町の「DIVA(ディーバ)」にて開催致します。

詳細につきましては、担当者にご確認ください。

またのお越しをお待ち申し上げます。



しずおかFPサービス column

相続税の申告の前に行う「準確定申告」

相続税の申告期限は、相続発生から10ヶ月以内となっています。実はこの相続税の申告の前に、亡くなった方の所得税の確定申告をしなければなりません。これを「準確定申告」といいます。

普通の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得について計算し、その所得金額にかかる税金を翌年の3月15日までの間に申告しますが、準確定申告の場合は、相続人が1月1日から死亡した日までの所得金額及び税額を計算して、相続発生から4か月以内に申告しなければなりません。

亡くなった方の所得によっては、この準確定申告が不要なこともあります。相続税を申告しなければならない方の多くは、不動産所得等があるのではないのでしょうか。気をつけたいポイントです。



KONOIKE Co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を共創できる素晴らしい会社を目指します。

□ 本社	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-0661 (代)	FAX: (053) 452-1930
□ 本店営業部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 454-3723 (代)	FAX: (053) 454-9584
□ 静岡支店・特建部	〒422-8036	静岡市駿河区敷地1丁目5-15	TEL: (054) 269-5102 (代)	FAX: (054) 269-5103
□ 掛川支店	〒437-0039	袋井市愛野東2丁目9-2	TEL: (0538) 45-0054 (代)	FAX: (0538) 43-7788
□ リニューアル部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-1311 (代)	FAX: (053) 455-1312